

第1条(目的)

LEON GYM(以下「LEON GYM」といいます。)は、会員(LEON GYMの会員会則を遵守し入会した個人及び法人)がLEON GYMの施設及びサービスを使用し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」をコンセプトに心身の向上、健康の意識、健康維持及び会員相互の親睦を図れる場として提供することを目的とします。

第2条(運営及び管理)

LEON GYMは磯部 晃希及び大阪市中央区博労町4-2-8LOGER401SmtAssociates 株式会社運営、管理を行います。

第3条(会員制)

- LEON GYMは、会員制とします。
- LEON GYMに入会する者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約をLEON GYMと締結しなければならないこととします。

第4条(入会資格)

- LEON GYMの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - LEON GYMの施設の利用に堪え得る健康状態であることをLEON GYMに申告いただくこと。
 - 本会則に承諾いただくこと(別途のLEON GYMの指定する同意書にも同意し記名すること)
 - 過去にLEON GYMより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、LEON GYMが検討した結果、再入会資格を認めることがあります
 - 暴力団関係者および反社会的勢力でないこと。
- 会員は、LEON GYMに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこととします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引や施設利用等に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いてLEON GYMの信用を毀損し、またはLEON GYMの業務を妨害する行為

第5条(入会手続き)

- LEON GYMに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、LEON GYMが承認した時にLEON GYMとの契約が成立し、LEON GYMの会員となります。尚、入会時に身分証(運転免許証、健康保険証等)の控えの提出が必要です。利用開始日は契約書において定め、利用するサービスを契約書末尾に記載します。
- 前項に定める入会申込を行った場合であっても、LEON GYMが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されず、これに異論を唱えられません。
- 会員は、入会時又は入会后、LEON GYMから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。LEON GYMは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。
- 未成年の方が入会しようとするときは、LEON GYMが認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただけます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第6条(届出内容変更手続)

- 会員は、入会申込書に記載した内容その他LEON GYMに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
- LEON GYMは、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 会員は、入会申込書に記載した内容その他LEON GYMに届け出た内容に変更があったときは、フロントにて速やかに変更手続を行うものとします(お電話での変更は受け付けておりません。あらかじめご承知下さい)
- LEON GYMより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとみなします。なお、会員が前項の届出を怠るなどLEON GYMからの通知が延着し又は届かなかった場合でも、通常到達すべき時にLEON GYMからの通知が会員に到達したものとします。

第7条(会費等の支払い)

- 会員種別毎の会費は、別に定めます。
- 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じてLEON GYMが指定する方法によりそれぞれのサービス会費用を払い込むものとします。
- 一旦支払われた会費、諸費用は、LEON GYMが認める場合を除き返還いたしません。
- 会費を滞納、引き落としできなかった場合、会費を全額お支払い頂くまでLEON GYMの利用することができません。また、会費、諸費用の滞納、未払いが生じた場合法的処置を講じます。

第8条(会員たる地位の相続・譲渡)

LEON GYMの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条(会員以外の利用者)

LEON GYMは会員以外の者は施設の利用を認めません。但し、会員資格がない場合でもLEON GYMが認めた者に施設利用をさせる場合もあります。

第10条(諸規則の遵守)

- 会員は、LEON GYMの施設の利用にあたり、本会則及びその他LEON GYMの定める諸規則を遵守しLEON GYMの施設スタッフ(以下施設スタッフといいます)の指示に従うものとします。
- 会員がLEON GYM利用に際しての盗難・紛失等に加え、会員の施設に持ち込んだ全ての物につきましては、LEON GYMは一切の損害 賠償の責を負いません。
- 会員がLEON GYM利用における忘れ物についてはLEON GYMが定める期間を経過した後、一切の権利を放棄したものとしLEON GYMにて処分することに異議を述べないものとします。ただし腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、当該期間を経過せず処分できるものとします。
- LEON GYMの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、受付、ジム設備周辺を撮影するカメラを設置しており、会員はこれを了承の上、利用するものとします。

第11条(禁止事項)

会員は、LEON GYMの施設内またはLEON GYM施設周辺その他LEON GYMの指定する区域において、次の行為をしてはいけません。尚、禁止事項を守らなかった場合には本会則に基づき、強制退会して頂く場合があります。

- 他の会員や施設スタッフ、LEON GYMを誹謗中傷その他LEON GYMの名誉を毀損すること
- 会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為
- 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 他の方やLEON GYMの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品に対して落書き、乱暴な取り扱いや、持ち出す行為。
- 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- LEON GYMが定めた時間や数量を超えた利用(器具、ロッカー、シャワーの利用、備付タオル等)
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- 刃物など危険物やペットの館内への持ち込み
- 施設スタッフが飲酒した状態と判断した場合でのLEON GYM施設利用
- 高額な金銭、物の館内への持ち込み

12. LEON GYMの施設、器具等を指定された時間以上に独占する行為

13. LEON GYMの許可なく、施設内において撮影、録音をする行為

14. LEON GYMの認証を利用して会員でないものを招き入れる行為

15. 18歳未満の未成年者は午後10時から早朝5時までの施設利用

16. LEON GYM内でのたむろや仮眠、睡眠

17. 賭博行為、勧誘、セールス行為、宗教的行為及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為

18. 器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為

19. 立ち入り禁止区域への立ち入り

20. 無許可での各種設備設定の変更(空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない)

22. LEON GYMの従業員及び関係者に対する会社等からの退職の勧誘、他社への就職斡旋、引抜きその他これらに類する行為

23. インシューズ以外の履物(外靴・クロックス・サンダル等)を履いてのLEON GYM施設利用

会員がLEON GYMの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由によりLEON GYMまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第12条(損害賠償責任免責)

- 会員がLEON GYMの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、LEON GYMは、当該損害に対する一切の責任を負いません。
- 会員同士の間が生じた係争やトラブル及び第12条に規定する禁止行為が行われた場合についても、LEON GYMは、一切関与せず、一切の責任を負いません。
- 会員がLEON GYMに設置されたジム機器等を使用する際には、当該機器等の通常の用法に従うとともに、自己の健康状態や能力等を十分に考慮して使用するものとします。万が一、当該機器等を使用中に事故が発生した場合であってもLEON GYMは一切の責任を負わず、会員の自己責任となります。

第13条(退会)

会員は自己都合により退会するときは、退会月の月末日をもって退会できます。(月中日での日割りはいたしません。)、または、当月の10日までに、LEON GYM所定の書面により手続を完了することにより退会できるものとします。(お電話での退会は受け付けておりません。あらかじめご承知下さい。)この場合、LEON GYMに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第14条(休会制度)

LEON GYMが審査し認めた場合のみ、適用とします。この場合、会費の支払いなく会員として在籍することとなりますが、施設等の利用は一切できません。

第15条(施設の利用制限・禁止)

- LEON GYMは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対してLEON GYMの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員はLEON GYMからLEON GYMの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、退会していない限り、第7条第1項に定める諸費用を支払います。
 - 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
 - 本会則その他、LEON GYMの定める諸規則に違反したとき。
 - 支払方法を設定した後に、会員の責任により、その支払方法または手段が利用できなくなったとき。
 - 会費の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。
 - 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
 - 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く等の疾病を有することが判明した場合。
 - 外傷、皮膚疾患、集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
 - 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
 - 妊娠していることが判明したとき。
 - 法令に違反したとき。
 - その他、LEON GYMが会員としてふさわしくないと認めたとき。
- 前項に基づきLEON GYMが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、LEON GYMはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第16条(会員資格の喪失)

会員は退会、除名、死亡および失踪宣言を受けた時に、LEON GYMの会員資格を失います。LEON GYMの会員資格を喪失した場合、LEON GYMから貸与されている物品がある場合、すみやかに返還して下さい。

第17条(施設の休業および閉鎖)

- LEON GYMは、定期休業日を設定することができます。
- LEON GYMは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、LEON GYMの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
 - 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力があったときまたはその恐れがあるとき。
 - 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含む)、行政指導もしくは命令等があったとき。
 - 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき。
 - その他、LEON GYMが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

3. 前二項の場合、法令の定めまたはLEON GYMが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

4. LEON GYMは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第18条(諸費用、利用範囲、条件および運営方法の変更および廃止について)

LEON GYMは、本会則に基づいて利用範囲、条件および施設運営システムについて、LEON GYMが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第19条(会則の改正)

原則としてLEON GYMは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとし、会員はこれを予め承諾します。

第20条(告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示及びホームページに掲載する方法とし、掲示及びホームページに掲載した時点で会員に通知したものとみなします。

第21条(個人情報保護)

LEON GYMは、LEON GYMの保有する会員の個人情報を、LEON GYMが別途定める「お客様の個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第22条(法人会員契約に基づく会員に関する附則)

- 自らが所属する法人等とLEON GYMとの法人会員契約(以下「法人契約」といいます。)に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。1. 第4条(入会資格)について、同条第1項各号の他、自らが所属する法人等がLEON GYMと法人契約を締結していることが追加されます。
- 第19条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

以上